

高砂市条例第 7 号

アスパ高砂に関する調査検討委員会条例

(設置)

第 1 条 高砂市の商業活性化の核であるアスパ高砂の継続運営に関する市の施策を調査審議するため、アスパ高砂に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) アスパ高砂の今後の継続運営に対する市の施策に関すること。
- (2) 高砂商業振興株式会社の諸課題に対する市の施策に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 所掌事項の処理に関して高い識見を有すると認められる者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合又は委員長が必要と認める場合は、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬の額は、日額9,000円とする。

2 報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第11条 委員及び第8条に規定する者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、高砂市職員等の旅費に関する条例（昭和35年高砂市条例第6号）に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生活環境部環境経済室において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。